

静岡大学学生支援センターの外部評価結果報告

平成 25 年 6 月 29 日

学生支援センター長 杉山 融

§ 0. はじめに

本報告書は、6月4日（火）に開催された学生支援センター外部評価委員会において、最終的に外部評価委員から提出された「外部評価結果調査票」に基づいて、以下のように、「Ⅰ. 評価結果のまとめ」、「Ⅱ. 外部評価の結果についてのコメント」としてまとめたものです。委員会の内容は次に引用する会議メモの通りでした。

学生支援センター外部評価委員会議事メモ

日 時：平成 25 年 6 月 4 日（火） 13 時 25 分～16 時 20 分

場 所：共通教育 A 棟 2 階会議室

出席者：丹治健一 氏（静岡県立大学）、水元敏夫 氏（静岡県立静岡高等学校）、
森 政勝 氏（静岡新聞社・静岡放送）

陪席者：杉山融（学生支援センター長）、彦坂伸一（学務部長）、宮原和臣（学生生活課長）、
黒柳和久（就職支援課長）

議事：1、学生支援センターの外部評価について

最初に自己紹介を行った後、杉山学生支援センター長から、自己評価報告書及び添付資料に基づき学生支援センターの現況、特徴、目的及び基準ごとの自己評価について説明を行った。

次いで、休憩を挟み、各委員からの質問に対して杉山センター長から回答及び陪席者から補足説明を行った。

種々質疑応答及び各委員からコメントをいただいた後、16時05分～16時20分の間、外部評価委員のみによる「外部評価結果調査票」の記入時間を取り、「外部評価結果調査票」の提出をいただいた。

以 上

§ Ⅰ. 評価結果のまとめ

外部評価結果調査票の記入された評価点は1～4段階の素点とし、関連する評価の意味は次の通りでしたが、「Ⅰ. 評価結果のまとめ」においては、各基準に関する評価点の分布と平均値を示すこととし、その数値の意味づけは小数点以下を切り捨てた、基準となる次の各評価点に対応する内容を参考として示してあります。

4：十分に達成している。大いに期待できる水準である。

3：概ね達成している。概ね適切・良好である。

2：改善が必要である。

1：抜本的な改善が必要である。

【基準1】組織の目的について-----組織の目的（使命、活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであるか。

[評価] 3 + 4 + 3 = 3. 3 3 (概ね達成している。概ね適切良好である。)

[コメント]

評価者A：目的は明確に定められており、その目標を達成すべき措置も中期目標、中期計画の中でも明確となっている。またその目的を達成するための業務目的も静岡大学学生支援センター規則で明確に定められている。いずれも大学一般に求められている目的に適合している。

【基準2】組織構成について-----基本的な組織構成が、目的に照らして適切なものであるか。活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能しているか。

[評価] 3 + 3 + 3 = 3. 0 0 (概ね達成している。概ね適切良好である。)

[コメント]

評価者A：目的に照らし組織構成は適切と考える。その一方で学生相談部門と保健センターの更なる連携を望みたい。

評価者B：部門の有機的な連携、責任所在の明確化が目的であることから、組織構成並びに運営体制としては適切であると言える。それぞれの部門が更に組織として充実することを希望する。

評価者C：専任教員の配置の問題はあるが、各部門の有機的な連携については途上の段階であるとの印象をもった。この連携については、組織構成や運営体制の視点で整理される場面の他に、教員個々の意識や技量の点でも改善の要について分析・検討が必要と考える。

【基準3】教員及び支援者等について-----必要な教員が適切に配置されているか。教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされているか。

[評価] 3 + 1 + 2 = 2. 0 0 (改善が必要である。)

[コメント]

評価者A：キャリアサポート部門は充実が図られていると考えられるが、他の学生支援部門とのバランスが崩れないように求める。

評価者B：センター長も兼務であり、専任教員は配置されておらず、センター及

び各部門における専任教員の配置が必要である。

評価者 C：専任教員の適切な配置が検討されるべきであることは当然であるが、採用、配置、昇格、育成、人件費など、統括的な人事管理についての展望が平行して検討されるべきであると考え。

【基準 4】活動の状況と成果について-----組織の目的・基本の方針に照らして、組織としての活動が活発に行われ、成果が上がっているか。教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されているか。成績評価や単位認定が適切であり、有効なものとなっているか。

[評価] 3 + 3 + 3 = 3. 0 0 (概ね達成している。概ね適切良好である。)

[コメント]

評価者 A：活動は活発に行われて成果は出ていると思われる。就職ガイダンスへの参加者減少の背景を分析し、今年度は対策を進めているようなので、引き続き進めて頂きたい。

評価者 B：各部門はそれぞれに活発に活動をしており、また部門が連携することにより学生の諸問題の解決が円滑になってきていることから順調に成果が上がっていると言える。

評価者 C：活動が多岐にわたり、また、各部門の性格や目的が異なること、さらに学部ごとの違いもあり、参加数や件数を指標とすることは難しい場面もあろう。しかしこれらの事例等を蓄積し、改善等に役立てていって欲しい。

【基準 5】施設・設備について-----組織の目的に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されているか。

[評価] 2 + 3 + 2 = 2. 3 3 (改善が必要である。)

[コメント]

評価者 A：学生が相談に訪れやすい施設・設備の検討を求めたい。

評価者 B：センターとしての新規の施設等は設置されておらず以前の施設を利用していることから、施設が分散しており、学生の利便性を考慮するならばセンターとしてまとまった施設になることが望ましい。

評価者 C：施設、設備、機材については、予算の問題もあり、優先順位による対応しかない場合もある。ただし、課題を共有することは、時に学生や関係職員への適切な配慮を生むことにもなるので、その共通理解に努め(られ)たい。

【基準 6】内部質保証システムについて-----活動状況について点検・評価し、その結果に基づいて活動の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

[評価] 4 + 3 + 3 = 3. 3 3 (概ね達成している。概ね適切・良好である。)

[コメント]

評価者 A: 評価の体制が整備され活動の質の向上、改善を図る機能も出来ていると考える。

評価者 B: センターの活動状況については共同施設管理委員会が、部門の活動状況についてはセンター運営委員会が点検しており、また、全般的なセンターの評価については学生の評価を取り入れていることから適正に内部点検・評価は行われていると言える。点検評価を踏まえてセンター運営委員会等で具体的に活動の改善を行う体制も整っていると言える。

評価者 C: この外部評価も含め、点検・評価が適切に機能することを望みたい。

【基準 7】管理運営について-----組織の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能しているか。管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されているか。

[評価] 3 + 3 + 2 = 2. 6 6 (改善が必要である。)

[コメント]

評価者 A: 管理運営方針については問題はないと考える

評価者 B: 管理運営体制は共同施設管理委員会とセンター運営委員会が行う体制になっており、制度的には調っている。学生支援センター規則に方針が明確に定められており、規定も整備され構成員の責務と権限も明記されている。

評価者 C: 必要な教員の配置の問題、専任・非常勤・兼務といった任用の問題が挙げられている。事務・業務量と責務・権限・系統の双方の視点で整理し、改善されることが期待される。

【基準 8】情報等の公表について---活動情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされているか。

[評価] 3 + 3 + 3 = 3. 0 0 (概ね達成している。概ね適切良好である。)

[コメント]

評価者 A: 概ね適切と考える。

評価者 B: 情報の公開に関しては HP を通して公表しており説明責任は果たしているといえる。今後さらに独自のサーバーを設備し公表内容の充実が望まれる。

評価者 C: 公表・公開の視点と広報の視点で、活動が展開されており、評価できる。

【総合評価】としてのコメント

評価者 A：全体を通して概ね適切、良好であるとする。静岡大学学生支援センターの設置目的を十分達成するために、継続して必要な方策の検討・対応をすることを求めたい。

評価者 B：これまで独立して活動を行っていた委員会を統合し、部門として学生支援センターの中に構成することにより、有機的な連携を行うことが可能となり、責任の所在も明確化したことから、より充実した学生支援が行える体制になった点は評価できる。しかしながら、センター及び各部門に専任教員がないことは問題であり、今後専任教員の配置が必要であると言える。

評価者 C：多様な学生への支援が、多岐にわたり、組織化され、事業展開されていると感じた。

学生に限らず、現在の若者を取り巻く環境や状況の反映としても、その取組に価値を認める。人的な問題等を含め改善余地があると思うが、基本はこのような行動原理に関わる職員が共有することであり、時間を要する場面もあるが、そのことに努めていただきたい。

また、このような取組や意識が、学内の横の連携や共有だけでなく、入学前の段階や卒業後の段階といった縦の継続の視点でも、議論され整備されることの必要性を感じる。その意味でも、このような外部評価等が、その役割の端緒となってくれることを期待したい。

§ 2. 外部評価結果に関するセンターの所見

§ 2.0. 本学生支援センターは、平成 22 年度途中の 12 月 15 日教育研究評議会で承認され、3 部門のそれぞれに対応する全学委員会が、翌平成 23 年 1 月から旧名称を一部改めて活動をスタートしました。以来 2 年と約 3 ヶ月を経た平成 25 年 2 月までの学生支援センターについて行われた初の外部評価です。改めて申すまでもなく、センターの 3 部門とそれに対応する委員会は次の通りです。

[1] キャリアサポート部門——キャリアサポート委員会（年 5 回）

[2] 学生相談部門——学生相談委員会（年 2 回）

[3] 学生生活支援部門——学生委員会（年 9 回）

懲戒委員会——学生の懲戒に関する事案を所掌（年数回）

学寮懇談会——学寮の運営に関する事柄を所掌（年 2 回）

課外活動支援部会——課外活動の支援に関する事柄を所掌（年 2 回）

外部評価においては、8 つの基準の観点から上記 3 部門からなる学生支援センターの総合評価がなされ、その結果は上の § I に示した通りです。本節では評価の平均値

[学内共同教育研究施設等用]

が3.00未満であった3つの基準を振り返り、内部者である学生センターの観点からそれぞれの評価結果についてコメントをさせていただくことにします。

その際、「概ね達成している」あるいは「概ね適切良好である」という評価を受けた次の5項目については、今後改善の余地が無いとするものでは決してありませんが、ここでの対象とする基準項目からは除外することにします。

【基準1】組織の目的について [評価3.33]

【基準2】組織構成について [評価3.00]

【基準4】活動の状況と成果について [評価3.00]

【基準6】内部質保証システムについて [評価3.33]

【基準8】情報等の公表について [評価3.00]

§2.1. 【基準3】教員及び支援者等について

この基準の意味は「①必要な教員が適切に配置されているか。②教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされているか。」というもので、評価は2.00(2=改善が必要である)でした。本節では、この評価結果に対する考察を踏まえた所見を述べさせていただきますが、学生支援センター設置以前と以後では一体何が異なっているのかという委員の疑問に対する答えも込めて、評価対象期間を過ぎて約4ヶ月が経過した現時点において新たに工夫して改善がなされた点と、将来に向けての改善の展望についても述べてみたいと思います。

(1) キャリアサポート部門について

自己評価書にも記したことですが、本センターが発足する以前は3部門に相当する機能は、それぞれが経験的に自立した組織として、十分とは言えないまでも、それなりの学生サービス機能を果たしていました。

しかし伊東新学長体制(平成22年4月から)に移行する平成21年度末に、文部科学省の新大学教育政策によるキャリアデザイン教育の課題が出てきており、そのことが平成22年度の本学の教育における重点課題の一つとなりました。その結果、大学教育センターではキャリアデザイン教育を推進するための教育制度の充実に向けて教育GP「大学生の就業力育成支援事業」に申請をし、本学の「授業パッケージ方式による就業力の育成」が採択されることとなりました。これによって教育(授業)と課外活動支援の両方面からの総合的な形で平成23年度から学生のキャリアサポート支援を充実した形で実行する構えが出来ました。教員スタッフの観点から見れば、大学教育センターにおいて既に常勤として配置されているキャリアデザイン教育(とFD)担当の3名の教員に加えて、新規にプラス2名の特任教員を東西キャンパスに1名ずつ配置することになりました。特にこの特任教員については、全学的な観点から学生支援

センター・キャリアサポート部門のキャリアサポート委員会委員としても加わっており、学生キャリア支援の重要な一員となって貢献をしています。

重要な点は、本学の学生に対するキャリアサポートは、上記のように、大学教育センターが実施するキャリアデザイン教育(平成 23 年度から開始)と課外活動としてこれまで捉えられてきたキャリアサポート委員会による支援との重層的な支援をしてゆくことになったということです。付言すると、キャリアサポート委員会は就職委員会を改称したものであり、対応する全学事務組織は就職支援課です。また委員会の構成は各部局のキャリアサポート委員会の委員によるもので、ここで全学共通のみならず個別部局の個性に応じたキャリアサポートに関する企画の策定・実施等に関する事柄が議論されています。

特筆すべきことは、前年度中に改善の工夫を行い、平成 25 年度 6 月から、新たに 1 名のキャリアカウンセラーの資格を有する特任事務職員を新規採用し、静岡キャンパスに配置するとともに、浜松キャンパスにも 1 名の就職支援課職員を異動により配置し、これによって本年度からのキャリアサポートが更に充実したものになったことです。

(2) 学生相談部門について

さて、次に触れなければならないのは学生相談部門についてです。この部門に対応する委員会は学生支援センターの一部として括られる以前も学生相談委員会という名称で運営されていましたが、組織上での担当副学長あるいは保健管理センターの下に配置されているのか曖昧であった点を明確化した点と、委員会組織を見直して簡略化したという 2 点をスタート時の改善点としてあげることが出来ます。

また保健センター(改称後)に所属する精神科医学とカウンセリングを専門とする専任教員がそれぞれ 1 名、東西キャンパスの中心的な相談員として、非専門の部門長(=学生支援センター長が兼任)に代わり実質的なキャンパス部門長としての役割を担うことを委員会(平成 23~24 年度)として承認しています。よって、改善点の工夫として着手すべき点はこの任務分担をセンター規則の改定により明示化することと、保健センターとの連携の絆をどの様に整理してゆくべきか、ということになります。

強調しておきたいポイントは、学生相談部門に常勤教員が不在であるということは、確かに現制度上からはその通りです。しかし別な観点からすると上で述べたように専門性を備えた教員が、日常キャンパスに勤務し、それぞれのキャンパスにおいて保健センターの精神科医あるいは専門カウンセラー職員として従事するとともに、両センターの連携の下に、常に学生相談部門・学生相談室の一番難しい任務を全うしているからです。この点を今後はもっと制度的に整備して、保健センターと学生支援センター・学生相談部門との連携性が利用者である学生にとってより明示的なものとなるように改める工夫をしてゆきたいと思えます。

(3) 学生生活支援部門について

最後に、学生生活支援部門について述べると、この部門における学生支援は、修学、教学、履修、単位修得などを除いた、在学期間中の学生生活全般を支援する幅広い範囲にわたります。具体的には、奨学金の申請や入学金・授業料の免除申請の受付、学寮の運営、大学会館などの厚生施設の管理運営、課外活動サークルの指導等は主として学生生活課職員が担当する日常業務です。

しかし学生が関係する事業や学生の表彰に関することや大学祭を始めとする学生生活に関する事柄は部局の学生委員長・副委員長（＝教員、事務担当者は陪席）で構成する全学学生委員会において審議しています。また学生の犯した学生の本分に悖る事案に関しては、当該の学生が所属する部局の学生委員会が第1次的に対応し、重いものになると全学学生委員長（学生生活支援部門長＝学生支援センター長＝学生支援担当副学長）と協議しながら、必要に応じて部局の学生委員長（教授）で構成する全学懲戒委員会において処分案を検討します。また、学寮生活に関する事柄は、部局の学生委員長で構成する学寮懇談会で検討し寮生から提起される諸問題の解決を図っています。こうした運営をしてゆくためには、経験的に部門の委員会運営の中心に教員出身の学生委員長（＝学生生活支援部門長＝学生支援センター長＝学生支援担当副学長）が常にいて舵取りをすることによって十分に足りていますから、この部門における教員は充足しているとすることができるようおもいます。

特筆すべき点は、平成23年度中に工夫検討を重ねて改善を図った結果、学生委員会の下部組織として課外活動支援部会が平成24年度から設けられたことです。これは、教員（部門長と学生委員）3名と事務担当者、それに大学公認サークルである体育会と文化系サークルの常任委員とで構成するもので、メンバーが同じテーブルについて課外活動支援に関する事柄や学生からの要望に耳を傾け合い、話し合い、より良い課外活動支援を実現してゆくためのものであり、教職員と学生が平らに話し合うことが出来る場が生まれたものとして評価することが出来ると思います。

2.2. 【基準5】施設・設備について

この基準の意味は「組織の目的に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されているか。」ということであり、評価は2.33（2＝改善が必要である）でした。この評価を受けて考察した3つの部門の状況について順次所見を述べることにします。

(1) キャリアサポート部門について

まず、静岡キャンパスの状況からコメントしますと、評価対象期間の平成24年度末までに改善されたことが2つありました。1つ目は、同じ国立大学で就職内定率全国第1位を謳う福井大学のキャリアサポートセンターから学び、就職支援課の資料室エリアを改善したことです。書棚等が並ぶ倉庫的な雰囲気を一掃し、オープンスペース

型の部屋の配置に改め、訪れた学生側から職員の顔がすぐに目に入り、カウンセラーや職員がすぐに対応することが出来る環境に改めたことです。またもう1つは、就職支援課の掲示物が多く張られている廊下の照明についても、3.11 東日本大震災以後本学においても節電が継続して進められているところですが、明るい雰囲気の中で学生に求人情報をはじめとする諸情報の提供が出来るように、またしばしば学生が訪れたくなるように大変明るいものに改善しました。学生からも好評です。因みに、この改善は「自己評価書」をまとめた後の3月に入ってから改善事業でした。

次に、浜松キャンパスについて述べますと、平成23年度まではありませんでしたが、新規に浜松キャンパスの学生に共通するキャリアサポート支援施設・設備の充実化に向けて検討を進め、翌平成24年度上半期中にキャンパスの全学生が利用できる「キャリア支援・就職支援室」を新設しました。場所は7号館（合同棟1号館）の1階にあり、特任教員1名（並びに平成25年6月から就職支援課職員1名）を配置して学生サービスを開始しています。

(2) 学生相談部門について

本学の学生相談室の運営の歴史は昭和50代半ば過ぎから始まり今日に至りますが、優れた施設を有する他大学の視察に基づいて、相談者が人目につかないで相談室に至ることが出来る環境が必要な条件であることを学習し、その後着任したカウンセラーの助言も得て、静岡キャンパスでも浜松キャンパスでもそのような条件を備えた場所を相談室に選んで配置しています。相談者の学生にとって更に快適な「場」となるように改善の努力を惜しまないようにしたいと思います。

(3) 学生生活支援部門について

上の§2.1.(3)でも触れましたが、学生生活支援部門の対学生サービスは、奨学金や入学金・授業料の免除申請の受付をはじめ、寮生の学寮運営に関する相談・受付、あるいは大学会館の利用申請受付、更に課外活動に関する諸々届け出・申請・報告などの受付といった多様な対応事務があります。これらについては三々五々訪ねてくる学生に対してカウンターを挟んだ対面型のインターフェースで対応が行われていますが、現在までのところ学生から利便性に関する不足不満の訴えは出てきておりません。

また諸奨学金や入学金・授業料免除の申請の仕方についての説明会は多数の学生が集まりますから、会場として、静岡キャンパスでは同じ共通教育棟の最上階にある大会議室を利用したり、浜松キャンパスにおいては佐鳴会館の大ホールを利用して行っています。また全体説明会に何らかの理由で出席できなかった学生のためには、それぞれが所属する部局の学生係や学務係が全学分散型のインターフェースとしての機能を果たしており、職員が懇切に対応をしています。

なおその上に、今後とも大学教職員の視点のみならず、利用者である学生の視点を忘れないようにして改善の工夫を怠らないようにしたいと思います。

§ 2.3. 【基準7】 管理運営について

この基準の意味は「組織の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能しているか。管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されているか。」ということであり、評価は 2.66 (2=改善が必要である) でした。この評価を受けて考察した所見を部門別に順次述べることにしたいと思います。

(1) キャリアサポート部門について

既に § 2.1. (1) の末尾で触れたところですが、この部門に常勤教員が不在であるという問題は、本年度制定された特任事務職員制度によりキャリアカウンセラーの資格を有する職員を1名を新規採用することができました。これをもって十分に教員に匹敵する戦力とすることができるものと思います。

(2) 学生相談部門について

早期に解決を図るべき課題は、保健センターと学生相談室の連携をいかにして更に強化してゆくべきか、ということに他ならないと思います。是非改善の工夫を進めてゆきたいと思います。

(3) 学生生活支援部門について

確かに全学学生委員会を運営してゆくための管理運営体制は整ってきているとすることはできます。しかし改善課題を一つだけ挙げるとすれば、本学では指導教員制度を設けています。今後その質をどれだけ向上させることができるかということが改善されなければならない課題であると思います。

例えば、キャリアサポート委員会の卒業予定者を対象とした進路・内定調査(平成23年度、24年度実施)の結果、卒業の時点で指導教員と連絡が取れていないために進路不明に分類されている学生が何名かいることが分かりました。そのため平成24年度からこの数字をゼロにすることが学生支援の大課題となっています。

また他方、残念なことですが、毎年、学生が社会ルールを逸脱するために引き起こす事案があります。そうした学生の修学事情を調査してみると、ここにも指導教員とのコンタクトの欠落が見えることがしばしばあります。

学生生活支援部門の大きな任務は、学生の安全かつ健全な学生生活をサポートすることです。これを実現するためには、異なる部門の事柄であるとはいうものの、学生支援センター長が提供する前述したような一部の学生の修学・生活実態情報を委員・陪席の教職員のみならず、それぞれの部局における教職員が共有し、各年次生について指導教員とコンタクトが取れていない学生の数をゼロにする努力をすることが、指導教員制度の改善と充実化に向けての大きな一歩になると信じています。

§ 2. 終わりに

最後になりましたが、ご多用中の所にもかかわらず本学のために外部評価委員としての任にあたり、客観的な評価と真摯なコメントを与えてくださった3人の委員、即ち、株式会社静岡新聞社の森 正勝様、静岡県立大学学生部長の丹治健一様、そして静岡県立静岡高等学校校長の水元敏夫様に対し、心から篤く御礼申し上げます。